平成２７年（フ）第８５号
大阪府和泉市箕形町３丁目10番26号
破産者　有限会社ＣＯＮインターナショナル
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
札幌市東区北10条東１丁目１―28
破産者　株式会社エスデン
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６号
千葉県市川市大和田３丁目10番23号
破産者　栄向測量設計株式会社
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
福井県越前市国高３丁目第15号１番地
破産者　有限会社ゴーシュ
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９１号
愛知県春日井市中野町２丁目14番地の４
破産者　ヒット工業有限会社
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３４号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目25番地の２
破産者　株式会社北野組
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
愛知県清須市西枇杷島町古城２丁目16番地の６
破産者　株式会社スタイルオン
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
兵庫県明石市硯町２丁目７番26―703号
破産者　株式会社ホワイトイーグル
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
北海道枝幸郡中頓別町字中頓別145番地
破産者　中頓別建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０３号
茨城県常陸大宮市小野2128番地　養護老人ホームスプレールみのり
破産者　亡古井丸勇相続財産
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１４号
東京都新宿区高田馬場４丁目４番18号ＮＴビル２階
破産者　株式会社ＴＯＫＩＯ　ＤＥＳＩＧＮ
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１５号
東京都八王子市越野10番地１サンハイツ越野106号
破産者　平下　英俊
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
東京都八王子市八幡町２番12―203号
破産者　芳賀　雄一
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５４号
東京都青梅市東青梅６丁目10番地の２ライオンズマンション東青梅第３　207
破産者　新本　純子
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
神奈川県小田原市中曽根66番地
破産者　安東建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０３号
静岡県熱海市相の原町19番10号
破産者　株式会社望月水産
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
津市岩田６番33号
破産者　有限会社アイランド
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
岡山市北区西崎２丁目11番15号
破産者　小川　修一
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１２９号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田691番地１
破産者　有限会社上野運輸梱包
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４０号
奈良県磯城郡田原本町大字松本字宮毛160番地４
破産者　社会福祉法人創生会
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１６３１号
愛知県津島市越津町字中之郷25番地
破産者　株式会社ヤチヨ装建
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２号
鹿児島県薩摩郡さつま町平川7919番地
破産者　上園建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係